

地方自治法改正と政務活動費 - 議会としての自らの理念形成の必要性 -

地方自治法改正により第 100 条 14 項で「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費に充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」とされ、従来の議会の議員の調査研究に資するために交付してきた「政務調査費」の範囲が拡充可能となり、かつ条例によってその範囲を決定することができるようになった。同時に、同第 16 項が新設され「議長に対して政務活動費の用途透明性確保への努力規定」が設けられている（下線加筆）。

以上の地方自治法改正に伴い、各地方自治体の議会は従来の政務調査費に関する条例の見直し検討に入るものの、それに先立ち全国市議会議長会が参考条例を提示している。その中で政務活動費の範囲として、「会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」としており、従来の政務調査費に比べるとその範囲を拡大している。

地方議会議員の活動と財政措置は、大きく三つのグループに分けることができる。第 1 は、直接的な議会活動費であり、具体的には本会議や委員会への出席、全員協議会への出席、議員派遣等であり、その費用は財政から実費弁償することを基本とする部分である。第 2 は、従来の政務調査費が対象として来た調査研究活動であり地方自治体ごとの条例でその範囲や額には違いがあるものの、議会活動に係る調査、資料の作成等である。これに対して、今回の政務活動費はこれまでの政務調査費では認められてこなかった補助金の要請活動等が含まれることになり、従来の政務調査費に新たな会派・議員としての活動を加えて政務活動費の対象が形成されることになる。

政務調査費自体においてすでに、事務所費や広報・広聴費などその支出および按分方法の適否については議論が多く展開されてきた。そうした中で総務省の平成 21 年調査では、収支報告書に領収書等の添付を義務付けている団体が都道府県で 45 団体、市町村では 781 団体となり、政務調査費額を決定するに際して第三者の意見聴取等を行っている市町村は 220 団体に達している。従来に比べ透明性への努力は進められているものの、政務活動費への拡大に際しては政務調査費の理念、それとは異なる範囲の理念等明確にしたうえで議論する必要がある。政務調査費の理念を不明確にしたままで、その上に活動費を重ねることは実質的な透明性を確保したことになる。法的思考だけでなく、政策思考の観点から参考条例を模倣するのではなく、自ら市民への説明責任を支える理念と枠組みの議論を行う地方議会である必要がある。

